

沖縄県身体障害者手帳・更生医療同時申請事務取扱要領

〔平成29年12月20日
制 定〕

第1 基本的事項

1 目的

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第58条第1項に基づく自立支援医療費(更生医療)(以下単に「更生医療」という。)の支給認定に係る具体的な事務処理については、平成18年3月3日付け障発第0303002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知別紙1の自立支援医療費通則実施要綱(以下「通則」という。)及び同別紙3の自立支援医療費(更生医療)支給認定実施要綱(以下「認定要綱」という。)により実施している。
- (2) 更生医療の支給申請に当たっては、身体障害者手帳の写しを添付の上、市町村長に申請することとされているが(認定要綱第3の1)、身体障害者手帳の交付又は再交付申請と更生医療の支給申請を同時に行うこと(以下「同時申請」という。)が必要となる場合があることから、その具体的な事務処理について本要領で定める。

2 対象

- (1) 同時申請は、次の要件を全て満たす場合に限り、認めるものとする。
 - ① 身体障害者手帳の認定基準等に照らし、身体障害者手帳を交付される蓋然性が高いこと
 - ② 更生医療の支給がなければ生命に関わり、かつ、事前に身体障害者手帳の交付を受ける暇がないこと
- (2) 同時申請の対象となる手術等(以下「手術等」という。)の例は、次の通りであること。

障害名	手術等の例
心臓機能障害	ペースメーカー(除細動器含む)植込術、人工弁移植術、弁置換術、心臓移植術(抗免疫療法を開始するもの)
じん臓機能障害	じん臓移植術(抗免疫療法を開始するもの)
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	HIV感染が確認され、抗HIV療法を開始するもの
肝臓機能障害	肝臓移植術(抗免疫療法を開始するもの)

第2 事務手続

1 申請者による申請手続

(1) 事前連絡

同時申請を希望する者又はその代理人（以下「申請者」という。）は、手術等の実施日までに、市町村に対し、別添様式（身体障害者手帳及び更生医療（仮）申請書）により、ファクシミリにて事前連絡を行う。

(2) 同時申請

申請者は、手術等の実施日の翌日から起算して30日以内に、身体障害者手帳の交付申請書及びその添付書類、並びに更生医療の支給申請書及びその添付書類を市町村に提出する。

(3) 留意事項

① 手術等の実施日までに市町村に対する事前連絡がない場合は、同時申請を行うことはできない。ただし次に該当する場合は、市町村に対する事前連絡の期限を、手術等の実施日の翌日（市町村の開庁日）の午前まで延長するものとする。

ア 市町村の開庁日に、緊急に手術等を実施した場合

イ 同時申請を希望する旨の意思確認に不測の期間を要した場合

② 同時申請における診断書の記載日は、手術等の実施日とすること。

③ 手術等の実施日の翌日から起算して30日以内に、前記(2)に定める書類の提出を行わない場合は、申請者が同時申請を取り下げたものとみなす。

2 市町村による受付等

(1) 事前連絡の受付等

市町村は、前記1(1)の事前連絡を受けたときは、翌日（開庁日に事前連絡があったときは、翌開庁日）までに、提出のあった身体障害者手帳及び更生医療（仮）申請書に必要事項を記入した上、沖縄県身体障害者更生相談所に対しファクシミリにて送付する。

(2) 同時申請の受付等

市町村は、身体障害者手帳の交付申請及びその添付書類、並びに更生医療の判定依頼書及びその添付書類について、それぞれ所定の基準等に従って審査し、適当と認めるときは、沖縄県身体障害者更生相談所あてに判定依頼書その他の必要書類を送付する。

(3) 留意事項

① 身体障害者手帳の交付（再交付）申請に当たり、提出すべき書類は次のとおりであること。

- ア 身体障害者手帳交付申請書（備考欄に、同時申請である旨及び手術日を朱書きすること）
 - イ 別添様式（身体障害者手帳及び更生医療（仮）申請書）の写し（身体障害者更生相談所により受理確認された旨の記載があること）
 - ウ 身体障害者診断書・意見書
 - エ 写真
 - オ 本人確認証明書（必要に応じ提出すること）
- ② 更生医療の判定依頼に当たり、提出すべき書類は次のとおりであること。
- ア 判定依頼書（備考欄に、同時申請である旨及び手術日を朱書きすること）
 - イ 更生医療の判定に関する医師意見書
 - ウ 身体障害者診断書・意見書（前記(3)①ウ）の写し
 - エ 再交付申請の場合は既存の手帳の写し
 - オ 本人確認証明書（必要に応じ提出すること）

3 身体障害者更生相談所の事務手続に係る特記事項

(1) 事前連絡の受理確認

身体障害者更生相談所は、市町村から別添様式（身体障害者手帳及び更生医療（仮）申請書）を受信した後、確認した旨の記載を行い、市町村へファクシミリにて返信すること。

(2) 更生医療の判定書における記載事項

身体障害者更生相談所は、更生医療の適否判定を行い、適当と認めた場合には、判定書に「処理に緊急を要したとして、給付の決定を申請受理日以降とすることは差し支えない」と記載し送付すること。

4 市町村による給付決定

市町村は、身体障害者更生相談所による身体障害者手帳の交付及び更生医療の判定書を踏まえ、更生医療の給付を決定すること。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。